

## 昭和四十六年政令第二百六十四号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令

内閣は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第二条、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十一条第一項、第十三条並びに第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

### （対象業種）

第一条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で定める業種は、次に掲げるとおりとする。

#### 一 製造業（物品の加工業を含む。）

#### 二 電気供給業

#### 三 ガス供給業

#### 四 热供給業

#### （ばい煙発生施設等）

第二条 法第二条第一号の政令で定める施設は、

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第一に掲げる施設（同表の二の三の項に掲げる施設を除き、これらに相当する

施設で鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項ただし書の附属施設に設置さ

れるものを含む。）とする。

2 前号に掲げる工場は、次に掲げるとおりとする。

一 大気汚染防止法施行令別表第一の九の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪沸化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の一四の項から二六の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場

二 前号に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が一万方メートル以上のもの

（污水等排出施設等）

第三条 法第二条第二号の政令で定める施設は、

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号から第五十九号ま

で、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号から第六十六

号の二まで、第七十一号の五及び第七十一号の二まで、第七十一号の五及び第七十一号の二までに掲げる施設（同表第六十二号に掲げる施設を除く。）とする。

（小規模事業者）

六に掲げる工場は、次に掲げるとおりとする。

一 別表第一に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排出水を排出してい

るもの又は特定地下浸透水を浸透させてい

るもの

（騒音発生施設）

二 前号に掲げる工場以外の工場で排出水量（一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が千立方メートル以上のもの

（機械ブレース（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。））

二 鋼造機（落下部分の重量が一トン以上のハ

ンマーに限る。）

（特定粉じん発生施設）

二 鋼造機（落下部分の重量が一トン以上のハ

ンマーに限る。）

（騒音規制法）

二 前号に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設

二 前号に掲げるばい煙発生施設以外の污水等排出施設

二 前号に掲げる污水等排出施設以外の污水等排出施設

（公害防止管理者の選任）

二 前号に掲げる污水等排出施設

（公害防止管理者の選任すべき工場）

二 前号に掲げる污水等排出施設

（公害防止管理者の選任）

2 法第二条第七号の政令で定める工場は、前項に規定する施設のいずれかが設置されている工場とする。

（小規模事業者）

六に掲げる工場は、次に掲げるとおりとする。

（主務省令への委任）

（小規模事業者）

六に掲げる工場は、次に掲げるとおりとする。

（主務省令への委任）

定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの

したるもの

（主務省令への委任）

一　ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場 地方自治法（昭和二十二年法律第六十六号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）

二　前号に掲げる工場以外の工場（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。）指定都市及び中核市並びに市川市、松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市（主務省令）

第十五条 この政令において主務省令は、環境大臣及び第一条に掲げる業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。

附 則 抄

（施行期日）

一　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九条までの規定は、昭和四十七年九月十日から施行する。

附 則 （昭和四六年八月三〇日政令第二七九号）抄

（施行期日）

一　この政令は、採石法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第六六号）の施行の日（昭和四十六年九月一日）から施行する。

附 則 （昭和四八年四月一九日政令第八七号）

一　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条に一号を加える改正規定は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月四日政令第二〇六号）

一　この政令は、公布の日から施行する。

二　この政令の施行の際鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十八条の規定による坑外保安係員に係る国家試験に合格している者についての改正後の別表第三の二の項の規定の適用については、同項中「鉱害防止係員に係る国家試験に合格した者」とあるのは、「鉱害防止係員に係る国家試験に合格した者」（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第二百六号）の施行の際同条の規定による坑外保安係員に係る国家試験に合格している者を含む。）と

○一號) (昭和五二年六月一四日政令第二〇)  
この政令は、昭和五十三年六月十日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定、第十三条の改正規定及び別表第三の改正規定は公布の日から、第十四条第二号の改正規定定(騒音発生施設)の下に「又は振動発生施設」を加える部分を除く。)は昭和五十二年九月十日から施行する。

附 則 (昭和五四年九月四日政令第二二三)  
(施行期日)  
七号) 抄  
一 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年九月二九日政令第二一)  
(施行期日)  
六七号) 抄  
一 この政令は、法の施行の日(昭和五十四年十一月一日)から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二三日政令第二二七〇号)  
抄  
一 この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

3 改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の九の項の規定の適用については、機械工作を選択科目とする機械部門に係る本試験に合格した技術士は、機械加工及び加工機を選択科目とする機械部門に係る第二次試験に合格した技術士とみなす。

附 則 (昭和五九年四月一三日政令第九七号)  
抄  
一 この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月二〇日政令第三七号)  
(施行期日)  
抄  
一 この政令は、法の施行の日(昭和六十年三月二十一日)から施行する。

附 則 (昭和六年七月一一日政令第二五五号)  
(施行期日)  
抄  
一 この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の施行する。

第二条 この政令の施行前に実施の公示がされた

験の受験手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年一二月一日政令第三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一〇月一八日政令第二四号）

この政令は、公布の日から施行する。

第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成三年二月二十八日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

附 則（平成元年一二月一九日政令第三二九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、大気污染防治法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年一二月二十七日）から施行する。ただし、附則第三項中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十四条第一号の改正規定（「ばい煙発生施設」の下に「特定粉じん発生施設」を加える部分に限る。）及び同令別表第一の改正規定（同表の九の項の次に同表の十の項を加える部分に限る。）は、平成三年六月二十八日から施行する。

（経過措置）

4 この政令の施行前に、前項の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の十の項の中欄に掲げる区分について行われた公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ前項の規定による改正後の同表の十一の項の中欄に掲げる区分について行われる公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者とみなす。

附 則（平成三年三月二五日政令第四九号）抄

この政令は、平成四年一月六日から施行する。

附 則（平成三年一二月二五日政令第三二号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

2 この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚

水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成五年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

附 則 (平成四年八月七日政令第二七〇号)

この政令は、平成四年八月十日から施行する。

附 則 (平成六年三月二四日政令第七七〇号)抄

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年五月九日政令第一四〇号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成六年五月十日)から施行する。

附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成六年一二月二一日政令第三〇八号)

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月二三日政令第七一〇号)抄

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月一八日政令第三〇五九号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成七年一二月八日政令第四〇八号)抄

(施行期日)

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。



産業保安監督部長に対してもした申請等とみなす。

**附 則（平成一六年一二月一日政令第三  
（施行期日）七五号）**

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備について行する。ただし、第九条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備について行する。ただし、第九条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則（平成二四年二月一〇日政令第二  
（施行期日）八号）**

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成二四年二月一〇日政令第二  
（施行期日）八号）**

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成二四年二月一〇日政令第二  
（施行期日）八号）**

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成一七年八月一五日政令第二  
（施行期日）七七号）**

第一条 この政令は、平成十七年九月一日から施行する。（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行により新たに改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第一項の工場となるものに設置される公害防止管理者並びにこれらの代理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格している者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有している者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第八条の規定にかかわらず、それぞれ騒音発生施設に係る公害防止管理者又は振動発生施設に係る公害防止管理者に選任される資格を有する者とする。（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）二

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、平成十九年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第一項の工場となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理人者は、平成十九年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一八年三月一七日政令第四  
（施行期日）四号）抄**

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一一部改正に伴う経過措置）

第八条 この政令の施行の際現に前条の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備について行する。ただし、第二号に掲げる者は、同条の規定による改正後の同号に掲げる者とみなす。

**附 則（平成一九年一月二一日政令第一  
（施行期日）三三九号）抄**

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則（平成二四年二月一〇日政令第二  
（施行期日）八号）**

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成一七年八月一五日政令第二  
（施行期日）七七号）**

第一条 この政令は、平成十七年九月一日から施行する。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行により新たに改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第一項の工場となるものに設置される公害防止管理者並びにこれらの代理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格している者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有している者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第八条の規定にかかわらず、それぞれ騒音発生施設に係る公害防止管理者又は振動発生施設に係る公害防止管理者に選任される資格を有する者とする。（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）二

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、平成十九年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。（罰則に関する経過措置）

**附 則（平成一八年三月一七日政令第四  
（施行期日）四号）抄**

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）一  
（経過措置）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）二  
（経過措置）

第一条 この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（施行期日）三  
（経過措置）

第一条 この政令は、大気汚染防止法若しくは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「大気汚染防止法等」という。）の規定により都道府県知事が行つた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に大気汚染防止法等の規定により都道府県知事に対して行つてある届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、施行日以後大気汚染防止法等の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（以下この条において「特例市の長」という。）が行い、又は特例市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、当該特例市の長が行つた命令等の行為又は当該特例市の長に対して行つた届出等の行為とみなす。

（施行期日）一  
（経過措置）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

（施行期日）二  
（経過措置）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

（施行期日）三  
（経過措置）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

（施行期日）四  
（経過措置）

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約（附則第四条において「条約」という。）が日本国において効力を生ずる日から施行する。

（施行期日）五  
（経過措置）

第一条 この政令は、特例市（前二号に掲げる）とあるのは「ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」と、同条第三号中「前二号に掲げる」とあるのは「ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」とあるのは「施行時特例市」とする。

（施行期日）一  
（経過措置）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）二  
（経過措置）

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約（附則第四条において「条約」という。）が日本国において効力を生ずる日から施行する。

（施行期日）三  
（経過措置）

第一条 この政令は、三十一年四月一日から施行する。

（施行期日）四  
（経過措置）

第一条 この政令は、三十一年四月一日から施行する。

（施行期日）五  
（経過措置）

第一条 この政令は、三十一年四月一日から施行する。

（施行期日）六  
（経過措置）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）七  
（経過措置）

第一条 この政令は、三十一年十二月一日から施行する。

（施行期日）八  
（経過措置）

第一条 この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。



メートル以上	格を有する者（以下「水質関係第三種有資格者」という。）
の工場に設置されるいるも	の第七条第二項水質関係第一種有資格者、水質関係第二種有資格者、水質第三種有資格者又は別表メートル未満理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
施設で排出水第三の八の項の中欄に掲げる量が一万立方区分について行う公害防止管	の第七条第二項水質関係第一種有資格者、水質関係第二種有資格者、水質第三種有資格者又は別表メートル未満理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
の工場に設置は同項の下欄に掲げる資格を	の第七条第二項水質関係第一種有資格者、水質関係第二種有資格者、水質第三種有資格者又は別表メートル未満理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
されていいるも有する者	の第七条第二項水質関係第一種有資格者、水質関係第二種有資格者、水質第三種有資格者又は別表メートル未満理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者

三 二の項の下欄第四号に掲げる者	五 別表第二 の五の項 の中欄に 掲げる汚 水等排出 施設につ いて選任す べき公	四 別表第二 の四の項 の中欄に 掲げるば い煙発生 施設につ いて選任す べき公	四 別表第二 の四の項 の中欄に 掲げるば い煙発生 施設につ いて選任す べき公	四 別表第二 の四の項 の中欄に 掲げるば い煙発生 施設につ いて選任す べき公	四 別表第二 の四の項 の中欄に 掲げるば い煙発生 施設につ いて選任す べき公

